第五十条第二号中「収められている医薬品」の下に「（その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合するものに限る。第五号、第五十二条第二項第二号及び第六十八条の二第二項第一号ロにおいて同じ。）」を加え、同条中第十五号を第十七号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　指定濫用防止医薬品にあつては、厚生労働省令で定める事項

第五十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　日本薬局方に収められている医薬品（その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合しないものであつて、当該性状又は品質について適正なものとして第十四条又は第十九条の二の承認を受けたものに限る。）にあつては、その有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びその分量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨）

第五十五条第二項中「第十五項」を「第十三項」に改める。

第五十六条第一号中「適合しない」を「適合せず、かつ、次のイ及びロのいずれにも該当しない」に改め、同号に次のように加える。

イ　その性状及び品質が適正なものとして第十四条又は第十九条の二の承認を受けたもの

ロ　その性状及び品質が適正なものとして第十四条又は第十九条の二の承認を受けたものの製造の用に供するもの

第五十六条第三号中「第十四条第十六項」を「第十四条第十四項」に、「第二十三条の二の五第十六項」を「第二十三条の二の五第十四項」に改める。

第五十七条の二に次の一項を加える。

4　薬局開設者又は店舗販売業者は、指定濫用防止医薬品を陳列する場合には、指定濫用防止医薬品の適正な使用を確保するよう、厚生労働省令で定めるところにより、陳列しなければならない。

第六十条及び第六十二条中「第十五項」を「第十三項」に、「第二十三条の二の五第十六項」を「第二十三条の二の五第十四項」に改める。

第六十四条中「第十五項」を「第十三項」に改める。

第六十五条第二号中「第二十三条の二の五第十六項」を「第二十三条の二の五第十四項」に改める。

第六十五条の四中「第十五項」を「第十三項」に、「第十一項」を「第十三項」に改める。

第六十五条の五第二号中「第二十三条の二の二十五第十二項」を「第二十三条の二十五第十四項」に改める。

第六十八条の十四の見出し中「感染症定期報告」を「感染症評価報告」に改め、同条第一項中「評価し」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「定期的に」を削る。

第六十八条の十五の見出し中「感染症定期報告」を「感染症評価報告」に改める。

第六十八条の二十四の見出し中「感染症定期報告」を「感染症評価報告」に改め、同条第一項中「評価し」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「定期的に」を削る。

第六十八条の二十五の見出し中「感染症定期報告」を「感染症評価報告」に改める。

第六十九条第一項中「第十五項」を「第十三項」に、「第十六項」を「第十四項」に改め、「第十八条の二」の下に「、第十八条の三、第十八条の四第一項若しくは第二項」を加え、「第十一項」を「第十三項」に、「第十二項」を「第十四項」に改める。

第七十二条の四第二項中「第十四条第十二項、第十四条の二の二第一項、第二十三条の二の五第十二項、第二十三条の二の六の二第一項」を「第十四条の二の二第一項、第十四条の二の二の二第一項、第二十三条の二の六の三第一項」に改める。

第七十四条の二第一項中「（第十四条の二の二第一項の規定により」の下に「条件を付したもの又は第十四条の二の二第一項の規定により」を、「（第二十三条の二の六の二第一項の規定により」を加え、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「第十四条の二の二第一項」を「、第十四条の二の二第一項の規定により条件を付した第十四条の承認を与えた医薬品が第十四条の二の二第一項第二号若しくは第三号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、第十四条第二項第三号ハ（同条第十三項において準用する場合を含む。）に該当するに至つたと認めるとき、若しくは第十四条の二の二第二項前段に規定する医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査により第十四条第二項第三号イからハまで（同条第十三項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つたと認めるとき、第十四条の二の二第一項第二号」に、「、第二十三条の二の六の二第一項」を「、第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件を付した第二十三条の二の五の承認を与えた医療機器若しくは体外診断用医薬品が第二十三条の二の六の二第一項第二号若しくは第三号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、第二十三条の二の五第二項第三号ハ（同条第十三項において準用する場合を含む。）に該当するに至つたと認めるとき、若しくは第二十三条の二の六の二第二項前段に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査により第二十三条の二の五第二項第三号イからハまで（同条第十三項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つたと認めるとき、第二十三条の二の六の三第一項」に、「第二十三条の二の六の二第一項第二号」を「第二十三条の二の六の三第一項第二号」に、「第二十三条の二十五第十三項」を「第二十三条の二十五第十一項」に改め、同条第三項第三号中「第十四条第七項若しくは第九項、第十四条の二の二第二項、第二十三条の二の六の二第二項」を「第十四条第六項若しくは第八項、第十四条の二の二第二項、第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第六号中「第十四条第十二項、第十四条の二の二第一項、第二十三条の二の六の二第一項」を「第十四条の二の二第一項、第十四条の二の二の二第一項、第二十三条の二の六の二第一項、第二十三条の二の六の三第一項」に改め、同項第七号中「第十四条の二の二第一項第一号、第二十三条の二の六の二第一項第一号」を「第十四条の二の二第一項第一号、第二十三条の二の六の三第一項第一号」に改める。

第七十五条の二の二第二項中「第十四条の二の二第一項の」とあるのは「第十九条の二第五項の下に「及び第六項」を、「準用する第十四条の二の二第一項の」と、」の下に「第十四条の二の二第一項の」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条の二の二の二第一項の」と、」を、「第二十三条の二の六の二第一項の」とあるのは「第二十三条の二の十七第五項」の下に「及び第六項」を、「準用する第二十三条の二の六の二第一項の」と、」の下に「第二十三条の二の六の三第一項の」とあるのは「第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の六の三第一項の」と、」を加え、「まで（同条第十五項」を「まで（同条第十三項」に、「まで（第十九条の二第五項において準用する第十四条第十五項」を「まで（第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の五第十三項」に、「まで（同条第十一項」を「まで（同条第十三項」に、「第二十三条の二十五第十三項」と、「第十四条の二の二第一項第二号」を「第二十三条の二十五第十一項」と、「第十四条の二の二第一項第二号」とあるのは「第十九条の二第五項及び第六項において準用する第十四条の二の二第一項第二号」と、「第十四条第二項第三号ハ（同条第十三項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条第二項第三号ハ（同条第十三項」と、「第十四条の二の二第二項前段」とあるのは「第十九条の二第五項及び第六項において準用する第十四条の二の二第二項前段」と、「第十四条の二の二の二第一項第二号」に、「準用する第十四条の二の二第一項第二号」に、「第十四条第二項第三号ハ（同条第十五項」を「準用する第十四条の二の二第一項第二号」に、「第十四条第二項第三号ハ（第十九条の二第五項において準用する第十四条第二項第三号ハ（同条第十三項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条第十五項」と、「第二十三条の二の六の二第一項第二号」を「第二十三条の二の六の二第一項第二号」とあるのは「第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する第二十三条の二の六の二第一項第二号」と、「第二十三条の二の五第二項第三号ハ（同条第十三項」